

記載例

適宜、原告及び被告の表示を入れ替えるなどとして使用してください。

作成者及び作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、その履歴(年月日及び加筆又は修正者)を記載してください。

事件番号、係名及び当事者名を記載してください。

令和〇年(ワ)第〇〇〇号 民事第〇部〇〇係
原告〇〇〇〇/被告〇〇〇〇
令和〇年〇月〇日原告作成
令和〇年〇月〇日被告記入
令和〇年〇月〇日原告修正

設計瑕疵(債務不履行)一覧表

番号	項目	実際の設計				あるべき設計とその根拠					損害					
		施主側(原告)		設計者側(被告)		施主側(原告)		設計者側(被告)			施主側(原告)			設計者側(被告)		
		主張	証拠	主張	証拠	あるべき設計	その根拠	証拠	主張	証拠	主張	金額	証拠	主張	金額	証拠
1	1階リビング西面の窓ガラス	網入りではない透明ガラスで施工するべき旨記載されている。	甲1の〇頁	図面上その旨の記載があることは認めるが、その内容の設計であることは否認する。被告は、…の定例会議において、網入りガラスで施工するよう施工者に指示し、そのことを原告にも報告した。	乙5の8「監理者→ガラス仕様指示」との記載	網入りガラスなど、建設省告示第1360号の定める防火設備を用いなければならない。	本件建物は準防火地域内にあり、本件の窓ガラスは「延焼のおそれのある部分」に当たる。(法64条、令136条の2の3、H12建告1366号第1、法2条9号の2口、令109条の2、H12建告1360号第1の4)		認める。		適切な設計がされていれば、建築請負工事の代金の範囲内で網入りガラスを施工できたが、現在修補としてこれを設置するためには、一旦サッシを撤去した上で窓ガラスを入れ替える必要があり、120,000円を要するため、同額が損害となる。	¥120,000	甲3の〇頁No.〇	被告が責任を負う余地はないが、仮に責任があるとしても、サッシを撤去しなくても窓ガラスの入替は可能であるから、修補に必要な額はより低額となる。	¥0 (予備的に¥60,000)	乙29の〇頁No.〇
2	2階階段	非常灯を設置するべき旨の記載がない。	甲1の〇頁	認める。	…という種別の非常灯を設置することを設計図書に明示するべきであった。	原告は、被告に対し、…の打合せにおいて、階段に非常灯を設置するよう依頼した。	甲3の8・8行目「施主非常灯→了解」との記載	原告から非常灯の設置を検討するよう依頼され、被告において検討したが、…の打合せにおいて、原告の予算都合から設置しないことを口頭で合意した。原告の指摘する議事録の「了解」との記載は、検討することを了解したとの趣旨である。		適切な設計がされていれば材工共50,000円で非常灯を設置できたが、現在修補としてこれを設置するためには、一旦天井を撤去した上で配線する必要があり、200,000円を要するため、その差額が損害となる。	¥150,000	甲3の〇頁No.〇	被告が責任を負う余地はないが、仮に責任があるとしても、施工中に非常灯を設置する場合であっても、…であるため120,000円を要することになるから、原告の損害は、それと200,000円の差額にとどまる。	¥0 (予備的に¥80,000)	乙29の〇頁No.〇	
合計											¥270,000			¥0		

実際の設計に関する証拠は、できるだけ図面上の箇所を特定して引用するようにしてください。

一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、アンダーラインを付し、又は文字に色を付けること等により、加筆又は修正等した箇所が分かるようにしてください。

* 1 基礎、外壁、1階玄関、洋室1、和室1、…、2階、屋根というように、検分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いします。
* 2 証拠は、証拠番号及び具体的な頁に加え、必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いします。
* 3 「あるべき設計とその根拠」欄には、なされるべきであったと主張する設計の内容とその根拠(明示の合意、又は建築基準法等の法令、住宅金融公庫基準、技術水準等の内容及びそれが契約内容となっていたものといえる根拠)を具体的に記載してください。